

た場合は、この限りでない。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(会議の秩序維持)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局の職員の指示に従うこと。

2 傍聴者が前条の規定に違反したときは、事務局は傍聴者に注意するものとし、なおこれに従わないときは、事務局は傍聴者に対して制止及び退場させることができる。

附 則

この要領は、令和7年5月29日から施行する。